

標 題：

寄港国での1969年国際トン数
条約証書の取り扱いに関する情報

NK テクニカル インフォメーション

No. 4

昭和57年11月24日

関係船主・造船所各位

拝啓 貴社ますます御隆盛のこととお喜び申し上げます。

1969年の船舶のトン数測度に関する国際条約 (The International Convention on Tonnage Measurement of Ships, 1969) は1982年7月18日に国際的に効力を発生いたしました。(NKテクニカルインフォメーション№2参照)

この条約によつて発行された証書に関連する寄港国の取り扱いに関して次のような情報を入手いたしましたので参考までにお知らせいたします。

カナダ

カナダ政府は同条約に未加盟ですので現在の取扱いは変えないとのことです。即ち、同政府がこの条約に加盟するまではNKテクニカルインフォメーション№1でお知らせしましたように或る船籍の船舶についてはカナダ規則に従つてトン数を再計算することが要求されます。

英 国

条約加盟国政府の権限の下で発行された1969年トン数条約証書は、英国政府が発行した同種の証書と同様に有効なものとして扱われるとのことです。

なお、詳細については、同政府の規則 Merchant Shipping (Tonnage)

Regulations 1982 SI 1982 № 841 Part V. を参照とのことです。

スウェーデン

条約加盟国政府に登録されている船舶でその政府の権限の下で発行された1969年トン数条約証書を有する船舶は、トン数の再計算も特別附加金 (Surcharge) も要求されないとのことです。但し、条約の第12条によつて検査を行つた結果、証書記載事項と本船の状態が異なることが判明した場合はこの限りではないとのことです。

1982年7月18日より前に起工された船舶で条約に従つて再測度されていない船舶は従来通りの取り扱いを行うとのことです。

敬 具